

滋賀県琵琶湖環境科学研究センター中期目標

滋賀県琵琶湖環境科学研究センター（以下「センター」という。）の業務運営について、次のとおり中期目標（以下「目標」という。）を定める。

平成 26 年(2014 年)3 月 4 日

滋賀県琵琶湖環境部長

1. 基本方針

センターは、琵琶湖と滋賀県の環境（以下「琵琶湖環境」という。）の試験研究拠点として、県環境行政の基本計画である滋賀県環境総合計画や琵琶湖総合保全のための計画であるマザーレイク 21 計画を踏まえて、試験研究に取り組む。

(1) 試験研究の推進

琵琶湖環境の継続的なモニタリングにより、現状把握のための基礎的な情報収集と新たな課題の発見に努めるとともに、顕在化してきた課題を詳細に把握し、論点整理を行う。

また、既存の環境情報や知見を集約するとともにモニタリング等の結果をモデルに活用するなど総合的な解析により、琵琶湖環境の課題に対する施策の方向性についての提言や課題の提起、施策効果の検証を行うなど、モニタリングと総合解析から得られた知見や成果を行政に還元する。

(2) 試験研究の総合化と情報発信の推進

琵琶湖環境の様々な課題を長期的、予見的な視点から捉えつつ、その変化に対応できるよう研究基盤の強化に努め、試験研究の総合化を図るとともに取組や成果を効果的に発信する。

2. 目標の対象期間

目標の対象期間は、平成 26 年度から平成 28 年度までの 3 年間とする。

3. 琵琶湖環境の課題と試験研究の方向性

第四次滋賀県環境総合計画（案）では、今後、滋賀県が目指すべき将来の姿を「めぐみ豊かな環境といのちへの共感を育む社会の実現 ～子や孫の世代まで幸せや豊かさを実感できる安全・安心な環境の創造」とされた。この将来の姿の実現に向け、センターにおける琵琶湖環境にかかる試験研究の基本的課題を「琵琶湖流域生態系の保全・再生」、「持続可能な滋賀社会の構築」および「環境リスク低減による安全・安心の確保」の 3 つとし、これに沿って取り組むべき方向性を示す。

(1) 琵琶湖流域生態系の保全・再生

(課 題)

これまでの水質保全対策の推進により、琵琶湖の汚濁流入負荷は一定削減され、琵琶湖の富栄養化は抑制されてきたが、琵琶湖流域では、在来魚介類の減少やプランクトン相の変化、湖底環境の変化などの課題が生じている。また、外来生物の繁殖や水草の異常繁茂など、生態系や水環境への影響が懸念される事象も顕在化している。

これらの課題は、要因や場などが複雑に関連しており、個別対策だけでは対応が難しいことから、「森～川～里～湖」といった大きなつながりの視点のもと、生物の生息環境や餌環境などに着目して、琵琶湖流域生態系が直面する課題の要因を明らかにし、効果的な保全・再生を進めていく必要がある。

(試験研究の方向性)

在来魚介類のにぎわい復活をはじめとする琵琶湖流域生態系の保全・再生に向けて、琵琶湖流域の水環境を継続的に監視するとともに、水系や生物のつながりなど、要素間のつながりや関係性に着目した総合型の研究を進めることにより、課題を俯瞰的に捉え、全体的な視野から生態系への影響要因を把握・評価するとともに、生物多様性の保全を戦略的に進めるための方策など、対応策の検討を進める。

(2) 持続可能な滋賀社会の構築

(課 題)

これまで物質的な豊かさや生活の利便性を追求してきた社会経済活動の結果、IPCC（気候変動に関する政府間パネル）が第5次評価報告書で「気候システムの温暖化については疑う余地がない。」「今世紀末に気温は1986年～2005年を基準として最大で4.8℃上がる。」と指摘したように、地球温暖化は確実に進行しており、気候変動が人間社会や琵琶湖流域生態系に及ぼす影響への懸念はますます増大してきている。

さらに、東日本大震災に伴う環境を取り巻く状況や意識の変化は、豊かさに対する意識や社会経済のあり方に対する考え方に大きな変化をもたらし、これまでの生活や社会のありようを見直すなど、持続可能な社会を築くための新しい生き方を選択する時が来ている。

このため、持続可能な社会の構築に向けて多様な主体が共有しやすい目標像を描き、各主体の自発的・主体的な行動を促す必要がある。

(試験研究の方向性)

地域における多様な主体の参画と連携が必要である持続可能な社会、すなわち環境容量の制約下において人々の感じる豊かさを最大化する社会の構築に向けて、各主体の自発的・主体的な取組を具体化するための社会システムの評価方法や方策の検討を進める。

(3) 環境リスク低減による安全・安心の確保

(課 題)

環境規制の強化や、事業者の自主的な取組の進展により、環境汚染物質の排出量は減少傾向にある一方で、原子力発電所事故による放射性物質の拡散リスクや、微小粒子状物質（PM2.5）による越境大気汚染、その他化学物質等による環境汚染と琵琶湖流域への影響に対する県民の関心が高まっている。

また、東日本大震災を契機として、持続可能な社会の基盤として「安全・安心」が確保される重要性が認識されており、環境リスクの低減による安全・安心な社会づくりを進めていく必要がある。

（試験研究の方向性）

琵琶湖流域生態系や生活環境における環境リスクの低減に向けて、環境汚染物質の状況を継続的に監視するとともに、環境中での動態や琵琶湖流域への影響の把握、これらが及ぼすリスクの評価を進める。

4. 試験研究を総合化するための取組の推進

センターの試験研究を推進するため、琵琶湖環境に関する情報を収集するとともに、試験研究の質的向上を図るため、知見や技術の継承等を通じて、人材の育成に努める。

また、センターは、琵琶湖環境の課題に的確に対応できるよう、行政部局と県立試験研究機関等で構成する（仮称）琵琶湖環境研究推進機構において議論とその運営の両面で積極的な役割を果たすことなどにより行政部局や他機関との連携を進め、広く知見を集約・総合化するとともに、競争的資金の獲得に努めるなど、多様な連携により全体的視野に立った試験研究を推進する。

5. 試験研究の取組や成果への理解を得るための活動の推進

センターは、試験研究で得られた成果を的確かつ分かりやすく情報発信するとともに、蓄積した琵琶湖環境情報を地域の環境保全活動などに還元することを通じて、センターの取組と成果の可視化に努める。

6. 円滑な業務運営の推進

センターの業務については、目標に沿って中期計画を策定し、これを基本として実施する。内部での進行管理および外部の有識者等から得た評価や助言を踏まえて効果的・効率的な運営に努め、科学的知見の共有と成果の活用に向けて、県行政部局をはじめ関係機関との調整を行う。また、試験研究を推進するうえでその前提となる研究環境の計画的な維持管理に努める。